

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第5項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定	子育てあんしん課

1 審査基準は、次のとおりとする。

(1) 当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合

ア 盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第15号）に適合すること。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第5項第4号に掲げる基準に該当しないこと。

(2) 当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人以外の者である場合

ア 盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第15号。以下「条例」という。）に適合すること。

イ 条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。

ウ 当該申請に係る施設を設置する者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。）が当該施設を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

エ 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。

オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第5項第4号に掲げる基準に該当しないこと。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。